

委員会発議案第 2 号

鈴鹿市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり，会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 12 日

鈴鹿市議会議長

宮木 健 様

提出者

議会運営委員会

委員長 森 喜代造

提案理由

オンラインによる方法での委員会の出席に係る規定を新設するほか，所要の規定整備を行うため。

鈴鹿市議会規則第 号

鈴鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

鈴鹿市議会会議規則（昭和 4 5 年鈴鹿市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（出席委員に関する措置）</u> 第84条の2 <u>この章における出席委員に</u> <u>は、鈴鹿市議会委員会条例（昭和35年</u> <u>鈴鹿市条例第1号）第14条の2第1項</u> <u>のオンラインによる方法（以下「オン</u> <u>ラインによる方法」という。）で委員会</u> <u>に出席した委員を含む。</u> （不在委員） 第119条 表決の際会議室にいない委員 は、表決に加わることができない。<u>た</u> <u>だし、オンラインによる方法で出席し</u> <u>ている委員は、この限りでない。</u> （起立又は挙手による表決） 第121条 委員長が表決をとろうとする ときは、問題を可とする者を起立<u>又は</u> <u>挙手を</u>させ、起立者<u>又は</u>挙手者の多少 を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長は、起立者<u>又は</u>挙手者の多少	（不在委員） 第119条 表決の際会議室にいない委員 は、表決に加わることができない。 （起立による表決） 第121条 委員長が表決をとろうとする ときは、問題を可とする者を起立させ、 起立者の多少を認定して可否の結果を 宣告する。 2 委員長は、起立者の多少を認定しが

を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(簡易表決)

第126条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。委員長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

たいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(簡易表決)

第126条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。委員長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、起立の方法で表決をとらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。